北杜市やまなしＫＡＩＴＥＫＩ住宅普及促進事業費補助金申請要項

本補助金は、山梨県が定めるＫＡＩＴＥＫＩ住宅基準を満たした住宅を建築又は取得した方を対象に行うもので、良好な住環境の整備促進、脱炭素社会の実現、地域の住宅産業の振興を図ることを目的としています。

１．補助対象者

次の（１）～（５）の条件をすべて満たす方が対象となります。

（１）北杜市内に存するやまなしＫＡＩＴＥＫＩ住宅認定制度の認定住宅を自ら居住する目的で建築又は取得した方

（２）補助金申請日に認定住宅の所在地に住民登録がある方

（３）市税等を滞納していない方

（４）暴力団員でない方

（５）やまなしＫＡＩＴＥＫＩ住宅の認定通知日から６か月以内に補助金申請する方

２．補助対象住宅

次の条件をすべて満たす新築、増築又は改築住宅が対象となります。

（１）北杜市内に存するやまなしＫＡＩＴＥＫＩ住宅認定制度の認定住宅であること。

（２）山梨県内に本店を有する建築業者が建築工事を施工した住宅であること。

３．補助金額

最大１６０万円（補助金額については、補助金額一覧表をご参照ください。）

補助金額一覧表

認定住宅の種類		補助金額
やまなしＫＡＩＴＥＫＩ住宅		20 万円
	子育て世帯加算	20 万円
	リノベーション加算	20 万円
やまなしＫＡＩＴＥＫＩ住宅　ＺＥＲＯ		20 万円
やまなしＫＡＩＴＥＫＩ住宅　ＦＯＲＥＴ	県産材使用量 5 ㎥かつ木材使用量の 30%以上	40 万円
	県産材使用量 7.5 ㎥かつ木材使用量の 40%以上	60 万円
	県産材使用量 10 ㎥かつ木材使用量の 50%以上	80 万円

４．申請方法

「北杜市やまなしＫＡＩＴＥＫＩ住宅普及促進事業費補助金交付申請書兼実績報告書」に必要書類を添えて、**申請年度の２月最後の市役所開庁日まで**に北杜市役所土地政策課へ直接お持ち下さい。

ただし、**申請期限内であっても、やまなしＫＡＩＴＥＫＩ住宅の認定通知日又は購入日から６か月以上経過した方は申請できません**のでご注意ください。

５．必要書類

（１）北杜市やまなしＫＡＩＴＥＫＩ住宅普及促進事業費補助金交付申請書兼実績報告書
（２）やまなしＫＡＩＴＥＫＩ住宅認定通知書の写し
（３）工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し
（４）認定住宅の建築工事を施工した県内事業者の建設業許可通知書の写し
（５）申請者の口座情報が確認できるものの写し
（６）北杜市やまなしＫＡＩＴＥＫＩ住宅普及促進事業費補助金申請審査のための宣誓書兼同意書
（７）申請者の本人確認書類の写し（運転免許証等の顔写真付きのもの）
（８）委任状（申請者及び同一世帯員ではない第三者が申請書を提出する場合）
（９）その他、市長が必要と認める書類

６．申請期間

令和７年１０月１日（水）～　令和１０年２月２９日（火）

７．交付決定

書類審査後、交付が決定された方に通知を行います。

８．交付決定の取消及び補助金の返還

本補助金は、不正な手段による交付、交付決定内容又は条件への違反、やまなしＫＡＩＴＥＫＩ住宅の認定取消し、認定住宅に係る法令違反、本市における本事業に関連する規定への違反など、交付が不適当と認められる場合は、交付決定の取消し、補助金の返還を請求することがあります。

９．財産処分の制限

補助金交付を受けた方は、やまなしＫＡＩＴＥＫＩ住宅認定通知書の通知日から１０年間（(財産処分期間）は、北杜市長の承認を受けずに交付対象となった住宅を交付目的に反して使用、譲渡や除却などを行うことができません。

また、北杜市長の承認を得た場合には、交付目的に反しての使用等を行うことができますが、交付目的に反しての使用等から財産処分期間（１０年間）が経過するまでに相当する分の補助金を返還していただきます。

北杜市やまなしKAITEKI住宅普及促進事業の手続きの流れ

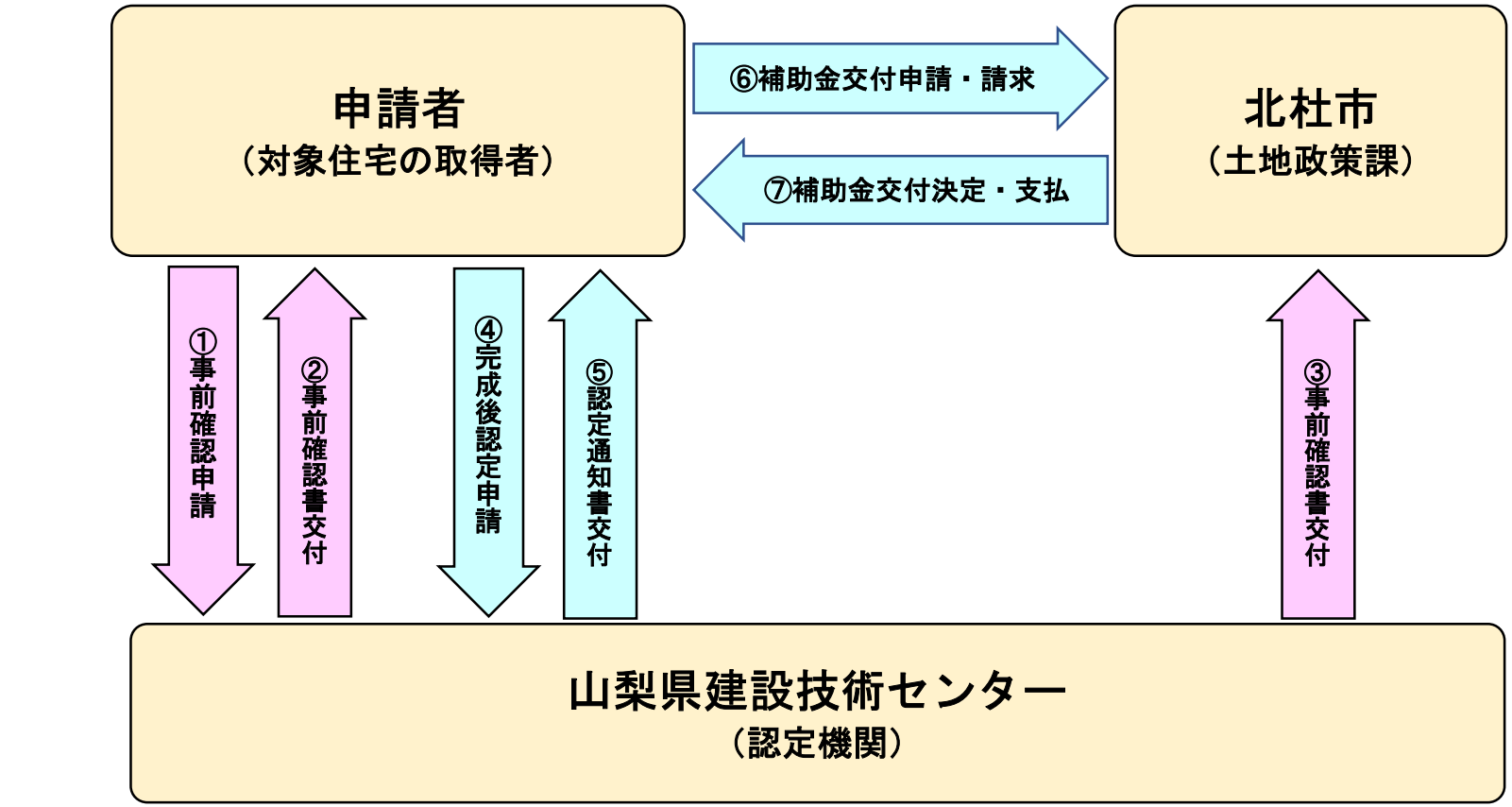

凡例

住宅建築前

住宅建築後